

遠野市消費喚起支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症等により地域経済及び住民生活に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第36条第1項の規定に基づく遠野市の区域に係る新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進とあいまって、地域における需要平準化対策として消費喚起支援事業を行う中小企業団体に対し、予算の範囲内でその費用の一部を交付することについて、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合
- (3) 中小企業等 市内に事業所を有し、又は主たる活動場所を有し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する雇用保険の適用事業の事業主で、次に掲げるものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人
- (4) 消費喚起支援事業 消費者が中小企業等の店頭で物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合（以下この号において「購買」という。）に当該購買額に応じて付与されるポイントに100分の10以上の割合を乗じて得たポイントを加算して発行されるポイントの付与、中小企業団体が定めるポイント数に達した場合に当該中小企業団体が定める財産的価値に100分の10以上の割合を乗じて得た財産的価値を加算して発行される財産的価値の付与、消費者が購買時に支払う金額に相当する額に100分の10以上の割合を乗じて得た額に相当する額を付加して発行される商品券の発行、その他の資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項に規定する前払式支払手段に100分の10以上の割合を乗じて得た財産的価値を付加して発行する事業

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に事業所を有し、又は主たる活動場所を有する中小企業団体とする。

2 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除く。

(1) 市税を滞納した者

(2) 公序良俗に反する者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する規制の対象となる者（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定に基づく知事の要請に応じた者を除く。）

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらのものと密接な関係を有する者

(5) 補助金の交付決定前までに破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をした者

(補助金の補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象経費、補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、補助事業者から補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じ補助金の一部若しくは全部の取消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更について補助事業者から申請があったときは、その内容を審査し、遠野市消費喚起支援事業費補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知する。

(債権譲渡の禁止)

第7条 補助事業者は、規則第5条第1項の規定により交付決定した補助金の一部又は全部を市長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させることができない。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第8条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助対象経費の支払いの中止又は廃止

(2) 補助事業者の変更

(3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の2割を超える増減を伴う変更

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。

(事業の実施状況の報告)

第10条 市長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の実施状況について随時報告を求め、及び検査することができる。

(前金払)

第11条 第6条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業者が、補助金の前金払を請求しようとするときは、遠野市消費喚起支援事業費補助金前金払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和2年6月19日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
消費喚起支援事業の実施に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額 (上限6,000千円)

別表第2（第6条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条に規定する書類	遠野市消費喚起支援事業費補助金交付申請書 1 遠野市消費喚起支援事業費補助金事業計画書 2 遠野市消費喚起支援事業費補助金事業収支予算書 3 定款の写し 4 直近の事業期間に係る決算書の写し 5 役員名簿 6 構成員名簿又は参加事業者名簿 7 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	令和2年9月30日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する書類	遠野市消費喚起支援事業費補助金補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 当該変更（中止又は廃止）の原因となった事実を証する書類 2 その他市長が必要と認める書類	第4号	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から15日以内の日
規則第8条第1項に規定する書類	遠野市消費喚起支援事業費補助金交付申請取下げ届出書	第5号	交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内の日
規則第13条第1項に規定する書類	遠野市消費喚起支援事業費補助金請求書 1 遠野市消費喚起支援事業費補助金事業実績書 2 遠野市消費喚起支援事業費補助金事業収支精算書 3 当該補助対象経費の支払いに係る領収書の写しその他の支払いを証する書類 4 その他事業実績を証する書類で市長が必要と認める書類	第7号 第2号 第3号	事業完了日から起算して30日を経過した日又は9月30日のいずれか早い日

様式第 1 号（第 5 条、別表 2 関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

遠野市消費喚起支援事業費補助金交付申請書

遠野市消費喚起支援事業費補助金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第 4 条及び遠野市中小企業等事業継続家賃補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額

円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 定款の写し
- (4) 直近の期間に係る決算書の写し
- (5) 役員名簿
- (6) 構成員名簿

様式第 2 号（第 5 条、別表 2 関係）

遠野市消費喚起支援事業費補助金事業計画（実績）書

1 補助事業者名

2 補助事業の内容

3 補助事業の目標（実績）

4 事業期間

(1) 事業開始（予定）年月日 年 月 日

(2) 事業完了（予定）年月日 年 月 日

様式第3号（第5条、別表2関係）

遠野市消費喚起支援事業費補助金収支予算（精算）書

1 補助事業者名

2 収入 (単位：円)

項目	予算額	(精算額)	摘要
計			

3 支出 (単位：円)

項目	予算額	(精算額)	摘要
計			

様式第4号（第5条、別表2関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者氏名）

印

遠野市消費喚起支援事業費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の実施について、次の理由により変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

理由

注 変更前と変更後を容易に比較対照できるよう変更箇所を二段書きとし、変更前を見え消しで下段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

様式第5号（第5条、別表2関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

遠野市消費喚起支援事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の補助金の
交付の申請は、次の理由により取り下げることとしたので届け出ます。

- 1 補助事業名
- 2 取下げ理由

様式第6号（第6条第2項関係）

第 号
年 月 日

申請者

所在地

名称

代表者氏名

様

遠野市長



遠野市消費喚起支援事業費補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書

次のとおり遠野市中小企業等事業継続家賃補助金の交付を取り消す（変更（中止、廃止）を承認する）こととしたので、遠野市消費喚起支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 理由

2 内容

遠野市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

遠野市消費喚起支援事業費補助金事業請求書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった遠野市消費喚起支援事業費補助金事業が完了したので、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり請求します。

1 交付決定年月日及び文書番号

令和 年 月 日付け遠野市指令 第 号

2 補助金交付決定額

3 請求額 金 円
補助金交付決定額 金 円
うち前金払受領額 金 円

4 振込先

(1) 金融機関名及び支店名

(2) 預金種別

(3) 口座番号

(4) 口座名義（フリガナ）

5 添付書類

(1) 事業実績書（様式第2号）

(2) 収支精算書（様式第3号）

(3) 補助対象経費の支払いに係る領収書の写しその他の支払いを証する書類

(4) 補助金の交付の決定の通知の写し

注 精算の結果、請求する補助金がない場合は、表題中「請求書」を「実績報告書」に、本文中の「請求」を「報告」と記載すること。ただしこの場合、5の振込先の記載は不要となること。

年 月 日

遠野市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

遠野市消費喚起支援事業費補助金前金払請求書

遠野市消費喚起支援事業費補助金について、遠野市消費喚起支援事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり補助金の前金払を請求します。

- 1 交付決定年月日及び文書番号
令和 年 月 日付け遠野市指令 第 号
- 2 補助金交付決定額
- 3 請求額 金 円
補助金交付決定額 金 円
うち前金払受領額 金 円
- 4 振込先
 - (1) 金融機関名及び支店名
 - (2) 預金種別
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義（フリガナ）
- 5 添付書類
補助金の交付の決定の通知の写し